

千葉県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和8年3月27日

千葉県監査委員	穴倉輝雄
同	宮原清貴
同	石井茂隆
同	青山雅紀

7千総総第1074号

令和8年3月16日

千葉県監査委員 宍倉輝雄
同 宮原清貴 様
同 石井茂隆
同 青山雅紀

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年度監査報告第11号、令和6年度監査報告第9号及び第11号並びに令和7年度監査報告第7号及び第9号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 契約事務</p> <p>ア 受託者の資格要件を確認すべきもの （保健福祉局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>千葉県産後ケア事業実施要綱第 5 条によると、本事業は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院、診療所及び助産所を運営する者であって、類似の産後ケア事業についての実績があることや賠償責任保険に加入していることなどの要件を満たすものに委託して行うものとしてされている。</p> <p>しかしながら、同事業関係書類を確認したところ、毎年度病院等を運営する者から受託希望の申出を受けているが、その際に受託希望年度の賠償責任保険の加入状況を確認していなかった。</p> <p>これは、新規登録の際に賠償責任保険の加入を確認しているため、継続して加入していると考えていたこと及び当該サービスの事故等の処理については、まずは受託者が責任を負うため、市が責任を負う可能性があることの認識が希薄であったことが一因として考えられる。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>受託者の資格要件については、事業の目的を達成するために必要なものであることから、毎年度確認を行われない。</p>	<p>千葉県産後ケア事業業務委託契約については、毎年度、健康支援課長が発出する次年度の意向調査に関する通知の中で、事業者等が受諾申込をするに際し、賠償責任保険（以下「保険」という。）証書の提出を求め、契約前に保険の加入状況を確認することとした。</p> <p>また、年度途中で保険期間が満了する事業者に対しては、随時、保険期間満了後の保険証書を提出させることにより、受託者が資格要件を満たしていることを確認している。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ア 道路占用料の免除の手続を適正に行うべきもの（都市局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>千葉市道路占用料条例（昭和30年千葉市条例第33号）第5条第5号及び千葉市道路占用料徴収事務取扱要綱第2条（1）オ（キ）によると、下水道の各戸引込地下埋設管については、占用者の申請により占用料を免除することができることとされている。また、同条例施行規則（平成9年千葉市規則第28号）第4条第1項によると、占用料の減額又は免除の措置を受けようとする者は、道路占用料減免申請書により市長に申請しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、区画整理における下水道の各戸引込地下埋設管の道路占用料については、免除の措置を受けようとする者から道路占用料減免申請書による申請がなされていないにもかかわらず、道路占用料を免除していた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>道路占用料の免除については、免除の措置を受けようとする者からの申請により決定するものであることから、条例等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>区画整理における下水道の各戸引込地下埋設管の道路占用料の減免については、免除の措置を受けようとする者からの道路占用料減免申請書による申請により、決定することとし、条例等に基づき適正に行っている。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(3) 契約</p> <p>エ 個人情報に関する事務に係る再委託の 手続を適正に行うべきもの（建設局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>個人情報に関する事務を委託する場合、 契約書に付記する個人情報取扱特記事項 において再委託が禁止されているが、 あらかじめ再委託先において講じられる 安全管理措置が発注者と同等程度であると 認められ、市が書面により承諾を行った 場合は再委託ができることとされている。</p> <p>しかしながら、受注者は市に対して報告を していたものの市による書面の承諾が 行われないうちに再委託が行われる事例 が見受けられた。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>個人情報に関する事務に係る再委託の手 続については、契約約款に基づき、適正 に行われた。</p>	<p>個人情報に関する事務に係る再委託の手 続については、令和7年12月1日付けで、 建設局長から各所属長に対して、適切 な事務執行を行うよう通知し、所属職 員に対し周知徹底を図った。</p> <p>また、所属においては、適正な再委託 の手続に是正し、以後、適正な運用を 行っている。</p>